指定生活介護事業所「ゆめの樹」重要事項説明書

本事業所では、障害者総合支援法に基づく生活介護のサービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただくことを次のとおり説明します。

１．事業者

名称	社会福祉法人常陸太田市社会福祉協議会
所在地	茨城県常陸太田市稲木町３３番地
電話番号	０２９４－８７－８５５０
代表者氏名	会長　石川 八千代

２．事業所の概要

事業所の種類	指定生活介護事業所
事業所番号	０８１１２０００５４　号
事業所の目的	障害者総合支援法に基づき、利用者に対して生活介護サービスを公正かつ適切に提供することを目的とします
管理者氏名	橋本　重信（社会福祉協議会くらしさぽーとグループ長）
運営方針	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようサービスの提供を適切に行うことに努めます
利用定員	２０名

３．事業実施地域　　常陸太田市

４．営業時間

営業日	月曜日から金曜日 （ただし、祝祭日及び１２月２９日から１月３日までを除く。）
受付時間	午前８時３０分から午後５時１５分
サービス提供時間	午前９時３０分から午後３時３０分

５．職員の体制

障害者総合支援法に基づく、生活介護の人員配置基準及び利用者の心身の状況等を考慮し、職員を配置します。

職種	常勤	兼務	非常勤
管理者		１名	
サービス管理責任者	１名		
医師			１名
看護職員	１名		
生活支援員	２名		１名以上

6．主たる対象者

当事業所では、事業所の設備及び職員体制等を踏まえ、主たる対象者を身体障害者及び知的障害者とします。

7．当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）サービス内容

利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対し、日常生活上の支援、排泄・食事等の介助、創作活動・生産活動、身体機能・生活能力の維持向上に関する支援、健康管理、その他必要な支援を行います。

（2）サービス利用料金（契約書第５条参照）

① 利用者は、事業者に上記サービス利用料の利用者負担額を市町村が定める負担上限月額の範囲内において、お支払いいただきます。（障害福祉サービス受給者証をご確認ください）

② 事業者は、厚生労働大臣が定める費用の額に相当する介護給付費の支給を受けます。

（3）介護給付の対象とならない下記サービス提供に要する費用は、実費をお支払いいただきます。

① 創作活動材料費

② 野外活動費

③ 食事提供費

（4）利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第５条参照）

① 利用料金の目安は、次表のとおりです。なお、実際のサービス提供時間等に応じて算定する報酬区分が異なる場合があります。

	区分６	区分５	区分４	区分３	区分２以下
利用料	12,580 円	9,410 円	6,520 円	5,830 円	5,320 円
利用者負担額	1,258 円	941 円	652 円	583 円	532 円
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ	基本報酬及び各種加算・減算等を算定した後の総単位数×7.9%				

＜提供するサービスの料金とその利用者負担額について＞

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は、原則としてサービス費用の１割ですが、所得に応じて負担上限月額が設定されています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問い合わせください。

② サービス利用料並びに食事提供費の利用者負担額は、１カ月ごとに計算し翌月２５日に預金口座から引き落としのお支払い方法といたします。なお、他のお支払い方法をご希望の方は相談に応じます。

③ 介護給付の対象とならないサービス提供に要する費用は、利用者に内容の通知をし、その都度現金でお支払いいただきます。

（5）利用の中止・変更

① 利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止又は変更する場合には、サービス実施日の前日までに事業者に申し出てください。

② 利用者がインフルエンザ等の感染症に罹患していることを医師が診断した場合には、サービスの利用はできません。

（６）障害福祉サービス受給者証の確認
　受給者証の記載内容に変更があった場合は、事業者に提示していただき、確認させていただきます。

８．虐待の防止
虐待の防止や早期発見、早期対応することを目的として、下記の対策を講じます。

（１）虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者	理事　笹川 雅之

（２）成年後見制度の利用を支援します。
（３）苦情解決体制を整備しています。
（４）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施します。
（５）虐待防止に関する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります

９．ハラスメント対策
　適切なサービスの提供を確保する観点から、業務中において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であり、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するために、下記対策を講じます。

（１）ハラスメント防止の方針等を明確化し、周知・啓発を行います。
（２）従業者からの相談に対し適切に対応するために必要な体制の整備を行います。

10．業務継続計画の策定
　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施することや、非常時の体制を整え、早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
　事業所職員に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11．非常災害対策
　火災、地震、風水害その他の非常災害に備え、非常災害対策に関する計画を策定するとともに、定期的に避難訓練等を実施します。

12．感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置
　従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、周知徹底します。
　事業者における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
従業者に対して、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

13．身体拘束等の禁止
　サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。
　やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。
　事業所は身体拘束等の適正化を図るため下記の措置を講じます。

（１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
（２）身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
（３）従業者に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

14. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族等及び主治医等へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、必要に応じて協力医療機関等への連絡、受診その他適切な対応を行います。

15. 協力医療機関

医療機関名	医療法人成人会 渡辺医院（常陸太田市西三町 2121）

16. 損害賠償について（契約書第８条参照）

事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

17. 第三者による評価の実施状況

１　あり　　実施日　　：　　年　　月　　日
　　実施機関名称　：
　　結果の開示　　：　１あり　　２なし

② なし

18. 苦情申し立て窓口

（相談窓口）
担当　総務グループ長　　常陸太田市社会福祉協議会
　　電話：０２９４－７３－１７１７

（第三者委員）
生天目　操　　常陸太田市下利員町 1052
　　電話：０２９４－７６－１３５８
斎藤　広美　　常陸太田市徳田町 1500-1
　　電話：０２９４－８２－２６９７

指定生活介護事業所の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和　　年　　月　　日

利 用 者 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

代　　理　　人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞